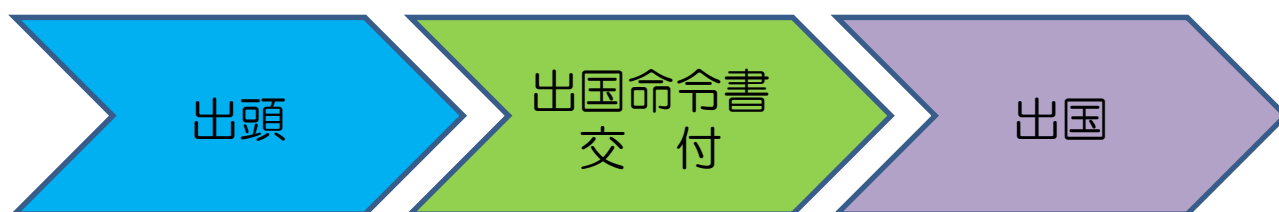


## 「出国命令制度」をご存じですか？

出国命令制度とは・・・

一定の要件を満たす不法残留者が、收容されないで簡易な手続きで出国できる制度です。

- オーバーステイしたけど大丈夫？  
☞ **他に違反や過去に退去強制歴がなければOK。**
- 入管に行ったら收容されるの？  
☞ **速やかに出国する予定で入管に行けばOK。**  
**收容されません。**
- 一度帰国したら二度と日本に来られないの？  
☞ **上陸拒否期間は1年間です。**



手続きの期間は、2～3週間です

- 準備するもの  
パスポート(身分証明)  
滞在先がわかるもの
- 出頭場所  
地方入国管理局・支局  
(空港では受付していません。)

**まずは、入管へ！！**



法務省入国管理局

<http://www.immi-moj.go.jp/>

詳しくは最寄りの地方入国管理局・支局にお尋ねください。